

別記 1

() ビル防火防災協議会地震災害対策本部

1 目的

地震災害は、同時多発し、その活動は長時間と多くの人の協力が必要となることから、社内が一体となって人命の安全と被害の軽減および復旧対策等を行うため「地震対策本部」を設置する。

2 設置時期

震度 6 強以上の地震が発生した場合に設置する。

3 活動内容

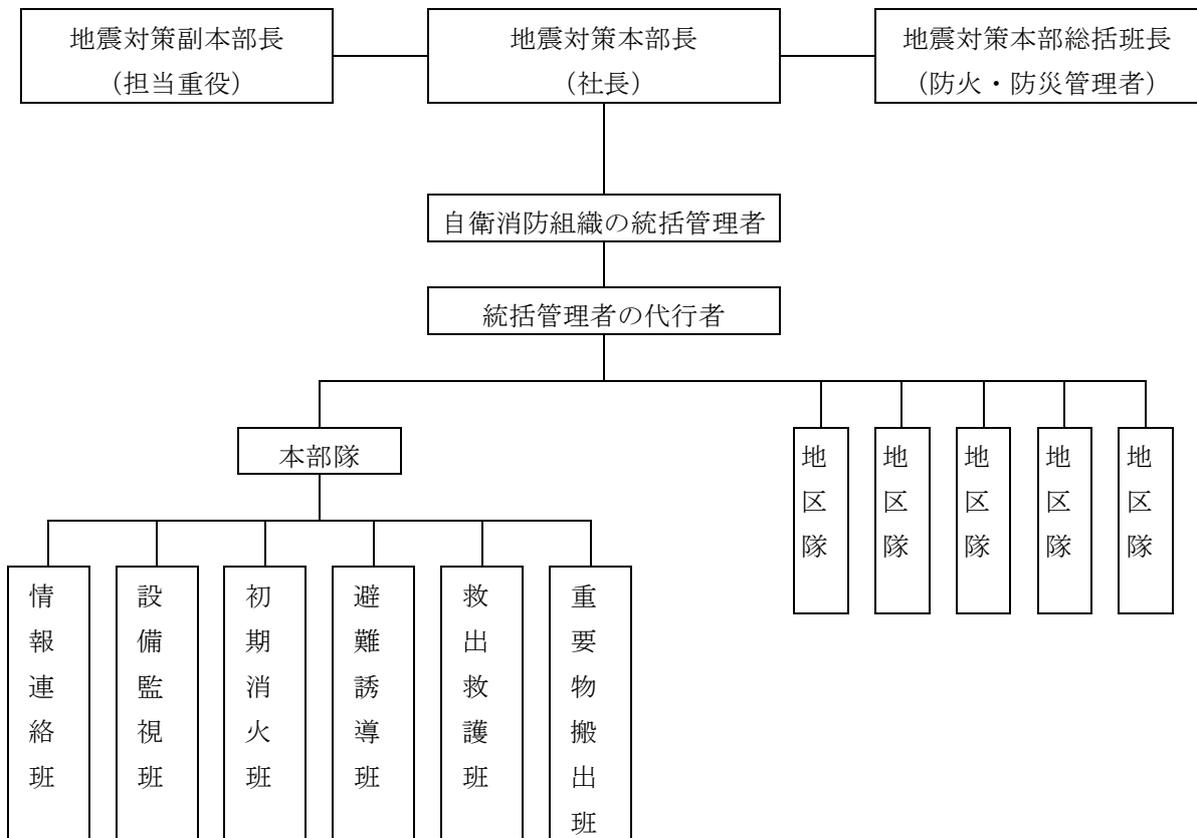
地震対策本部は、被害状況の把握、自衛消防活動の支援、応急対策の決定、復旧計画の策定等地震災害全般にわたって決定する。

4 組織および任務

- (1) 本部長は社長、副本部長は担当役員等、総括班長は、防火・防災管理者とする。
- (2) 本部長は、地震災害活動の最高指揮者として自衛消防組織の行う活動を統括する。
- (3) 副本部長は、本部長を補佐するとともに自衛消防組織の円滑な活動について支援する。
- (4) 総括班長は、自衛消防組織の活動の支援活動（庶務的活動）にあたる。

5 対策本部の設置場所

本部長が指定した場所とする。



※ 地震災害活動時には、「連絡通報班」「設備監視班」要員を増強する。

※ 地震災害活動時には、「初期消火班」「重要物搬出班」は、応急救護所を設置する。